

## 06

## エレベーター及びその乗降ロビー

## ■ 基本的な考え方

建築物のエレベーターは、高齢者、車いす利用者等にとって、最も円滑に垂直移動できる設備であり、安全かつ容易に操作して目的の階へ移動できるよう、案内や表示などにも配慮する必要がある。

そのため、エレベーター及び乗降ロビーは、適切な幅や奥行き等の空間を確保し、視覚障がい者に向けた音声装置の設置などに配慮しなければなりません。

## ■ バリアフリー整備基準

	内 容	関 連 条 例	対 象 規 模
移動等円滑化経路	①かごは必要階(利用居室又は車いす利用者用便房又は車いす利用者用駐車施設のある階、地上階)に停止するか	令18-2-5-イ	1,000㎡以上
	②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	令18-2-5-ロ	
	③かごの奥行きは135cm以上であるか	令18-2-5-ハ	
	④乗降ロビーは高低差がなく、幅・奥行き共に150cm以上であるか	令18-2-5-ニ	
	⑤かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	令18-2-5-ホ	
	⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	令18-2-5-ヘ	
	⑦乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	令18-2-5-ト	
	⑧かご内に戸の開閉を確認できる鏡を設置しているか	条19-2-4-ア	
	⑨出入口には、利用者を感じし、閉鎖を自動制止する装置を設置しているか	条19-2-4-イ	
	⑩かご内に手すりを設置しているか	条19-2-4-ウ	
	⑪火災時管制運転装置を設置しているか	条19-2-4-イ	別表第1
	⑫不特定かつ多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物であるか 【以下(1)～(2)は、⑫で「該当」の場合に記載】	令18-2-5-チ	不特定多数が利用 2,000㎡以上
	(1)かごの幅は、140cm以上であるか	令18-2-5-チ	
	(2)かごは車いすが転回できる構造か	令18-2-5-チ	
⑬不特定かつ多数の者が利用し又は主として視覚障がい者が利用する建築物であるか 【以下(1)～(3)は、⑬で「該当」の場合に記載】	令18-2-5-リ	不特定多数又は主として視覚障がい者が利用 1,000㎡以上	
(1)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	令18-2-5-リ		
(2)かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字等(文字等の浮き彫り、音による案内、これらに類するもの)により、視覚障がい者が円滑に操作できる構造となっているか	令18-2-5-リ (国告1493)		
(3)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	令18-2-5-リ		

## &lt;移動等円滑化経路の基準&gt;

項目	解説	参照条文等
①停止階	<ul style="list-style-type: none"> <li>●かごは、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</li> <li>◇直接地上へ通ずる出入口のある階、利用居室がある階に停止させる。機械室等の少数で特定の者しか使用しない階には停止させなくてよい。</li> </ul>	令 18-5-イ 誘 7-1
②出入口の有効幅他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●かご及び昇降路の出入口の有効幅は、車椅子が通過できる幅 80 cm以上とすること。</li> <li>●かご内及び乗降ロビーでは乗降の支障となるような障害物、突起物を設けないこと。</li> <li>◇不特定かつ多数の者が利用するエレベーターのかご及び昇降路の出入口の幅は、90 cm以上とする。</li> <li>◇エレベーターの昇降用の戸は、周囲の床、壁と異なる色にするなど、戸の部分が視認しやすいようにする。</li> </ul>	令 18-5-ロ 誘 7-5-2 【図 1】
③②奥行き	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電動車椅子使用者が利用できるよう、かごの奥行きは 135 cm以上とすること。(座位変換型の電動車椅子使用者の配慮し◇150cm以上)</li> <li>●床面積2,000 m<sup>2</sup>以上の特別特定建築物において、かごの幅は、140 cm以上かつ JIS 収容人数11以上とすること。(◇160 cm以上)</li> <li>◇床上30～35cm程度までキックプレートを設ける。</li> <li>◇かご内の床面の色は、乗降ロビーと容易に区別できるものとする。</li> </ul>	令 18-5-ハ 令 18-5-チ 【図 1】
④⑦乗降ロビー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乗降ロビーは、乗降前後に車いす使用者が回転できる 150 cm角以上の空間を確保すること。(◇180 cm各以上)</li> <li>●乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</li> <li>◇特別特定建築物のエレベーターの乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、180 cm以上とする。</li> <li>◇エレベーター付近に下りの階段やスロープ、又は段を設ける場合には、それらをエレベーターからできるだけ離れた位置に設けるなど、車椅子使用者等の転落防止に配慮する。</li> <li>◇視覚障がい者が乗り場ボタンの位置を認知しやすいよう乗り場ボタンへの誘導ブロック、当該乗り場ボタンの前には点状ブロックを敷設する。</li> <li>◇視覚障がい者が乗降口を認知できるよう乗り場ボタンから乗降口まで点状ブロックの敷設が望ましいが、高齢者等が引っかけないように配慮が必要である。</li> </ul>	令 18-5-ニト
⑤③かご内及び乗降ロビーの制御装置(ボタン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に乗り場ボタンを設けること。</li> <li>◇同一建築物内のエレベーターでは、操作盤等の取付位置、配列、ボタン配置、及び形状、使い方を統一する。</li> <li>&lt;かご内及び乗降ロビーの車椅子使用者用対応の乗り場ボタン&gt;</li> <li>●乗り場ボタンは床から 100 cm程度の高さに設置すること。</li> <li>◇ボタンは操作しやすいように大きめのものを用いる。</li> <li>◇乗降乗り場ボタンの付近など、車椅子使用者等の見やすい位置に、国際シンボルマークを表示する。</li> <li>&lt;かご内及び乗降ロビーの乗り場ボタン&gt;</li> <li>◇乗降ロビーの乗り場ボタンは、操作時に音声と点灯・触感で反応する等、ボタン操作への応答が視覚・聴覚・触覚で確認できるものとする。また、図記号(ピクトグラム)によるわかりやすいサインの表示にも配慮する。</li> </ul>	令 18-5-ホ

	<p>◇制御装置のボタンは、操作しやすいように大きめのものや浮き彫り表示する。</p> <p>◇制御装置のボタンは、戸の開放時間が通常より長くなる機能を持たせる。</p>	【図1、2】
⑥ かご内の表示装置	●かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。	令18-5-ハ 【図1】
⑧鏡の設置	<p>●かごの内部には、車椅子使用者がかごの中で転回しなくても、戸の開閉状況が確認できるよう、かご入口正面壁面の床上40cmから150cm程度の範囲に、出入口状況確認用の鏡(ステンレス製、又は安全ガラス等)を設けること。</p> <p>◇出入口が貫通型、直角2方向型及びトラン付型のかごの場合は、かごの上部に凸面鏡を設ける。</p>	条19-2-(4)ア 標 2-101(5)②  【図1】
⑨乗降者検知装置	<p>●出入口には、利用者を感じし、戸の開閉を自動的に制止する装置を設けること。</p> <p>◇光電式の場合は光電ビームを2条以上、床上20cm及び60cm程度の高さに設ける。</p> <p>◇乗降口のドアは、乗降が確認できるまで閉鎖しない構造とする。また、開閉時間が短いものは危険性を伴うので、ドアの戸閉を制御する装置を設ける。</p>	条19-2-(4)イ  標 2-101(5)③
⑩手すり	<p>●かご内の両側面の壁及び正面壁に設け、握りやすい形状とすること。</p> <p>◇出寸法は5cm程度に収め、高さは、床から75～85cm程度とする。</p>	条19-2-(4)ウ 標 2-101(5)①
⑪緊急時対応への配慮設備	<p>●聴覚障がい者など利用者が緊急時に円滑に避難できるようにするため、火災の発生を感じし、自動的にかごを避難階(地上階)に停止させ、及び戸を開放する装置を設けること。【新設】</p> <p>◇聴覚障がい者への配慮として、非常時聴覚障がい者用ボタンを設けるとともに、視覚的情報伝達の方法となる電子文字表示盤、聴覚障がい者モニター又はこれに代わるものを設ける。</p> <p>◇緊急時等においてかご内外の連絡等が可能となるよう、エレベーターの出入口には、下端の高さが床上50cm程度のガラス窓(防火区画との関係に注意が必要)を設ける。</p> <p>◇管制運転が作動した場合や故障した時など、かご内の乗客に音声と電光表示等で情報提供や表示で案内する。</p>	条19-2-(4)エ  標 2-105(5)⑦ 留意点
⑬視覚障がい者のための設備	<p>●かご内に、かごが到着する階、並びに、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>●かご内及び乗降口ビーに設ける制御装置は、点字等の方法により視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>●かご内又は乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>◇エレベーターの防火区画を乗降口ビーに設けた防火戸で行う場合、防火戸の枠や柱が視覚障がい者の歩行の障害になるだけでなく、衝突の危険があるため、できる限り乗降口ビーでの防火区画を設けない区画設計とすることが望ましい。</p> <p>◇エレベーターの防火区画を乗降口ビーに設けた防火戸で行う場合、防火戸や防火シャッターの柱や枠が避難を妨げないようにすることが望ましい。</p>	令18-5-リ(1) 令18-5-リ(2) 令18-5-リ(3)  標2-99(3) 留意点
標識	●ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるものとする。	P 標識●
その他留意点	<p>◇エレベーターは、車椅子使用者などの障害者が利用する出入口に近い場所に設置する。◇その他の規格は、(社)日本エレベーター協会による「車いす兼用エレベーターに関する標準」及び「視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」の基準に適合させるものとする。</p> <p>◇(社)日本エレベーター凶器あによる、「車椅子兼用エレベーターに関する標準」及び「視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」の基準に適合させる。</p>	

〈エレベーター基準比較表〉

移動等円滑化経路		整備内容	準移動等 円滑化経路	準視覚障害者 移動等円滑化経路
不特定多数が利 用するもの	不特定多数又は 主として視覚障 害者が利用する もの		2,000 m <sup>2</sup> 以上の 建築物	
1 以上の エレベーター	1 以上の エレベーター		1 以上の エレベーター	1 以上の エレベーター
○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>	必要階停止	○(住戸)	○
80 cm以上 <sup>※1</sup>	80 cm以上 <sup>※1</sup>	出入口幅	80 cm以上	80 cm以上
135 cm以上 <sup>※1</sup>	135 cm以上 <sup>※1</sup>	かご奥行き	135 cm以上	135 cm以上
140 cm以上 <sup>※2</sup>	—	かごの幅	—	—
○ <sup>※2</sup>	—	車いすの転回に支障がない構造	—	—
○ <sup>※1</sup>	○	乗降ロビー高低差なし	○	○
150 cm以上 <sup>※1</sup>	150 cm以上 <sup>※1</sup>	乗降ロビー幅・奥行き	150 cm以上	150 cm以上
○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>	車いす使用者用制御装置	○	○
○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>	停止予定階・現在位置の表示	○	○
○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>	昇降方向の表示	○	○
○ <sup>※3</sup>	○ <sup>※3</sup>	到着階・出入口戸の閉鎖の音声案内	○ <sup>※4</sup>	○ <sup>※4</sup>
○ <sup>※3</sup>	○ <sup>※3</sup>	制御装置の点字表示	○ <sup>※4</sup>	○ <sup>※4</sup>
○ <sup>※3</sup>	○ <sup>※3</sup>	昇降方向の音声案内	○ <sup>※4</sup>	○ <sup>※4</sup>
○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>	鏡の設置	○	○
○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>	戸の開閉自動制止装置	○	○
○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>	手すりの設置	○	○
○	○	火災時管制運転装置	—	—

※1…1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物

※2…不特定多数が利用する 2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物が対象

※3…不特定多数又は主として視覚障害者が利用する 1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物が対象

…視覚障がい者の利用上支障がなく、自動車の駐車のために供する場合は除く

※4…不特定多数又は主として視覚障害者が利用する建築物が対象

…視覚障がい者の利用上支障がなく、自動車の駐車のために供する場合は除く

■ 参考図 ● バリアフリー整備基準 ◇ 望ましい基準

図1 エレベーターの形式

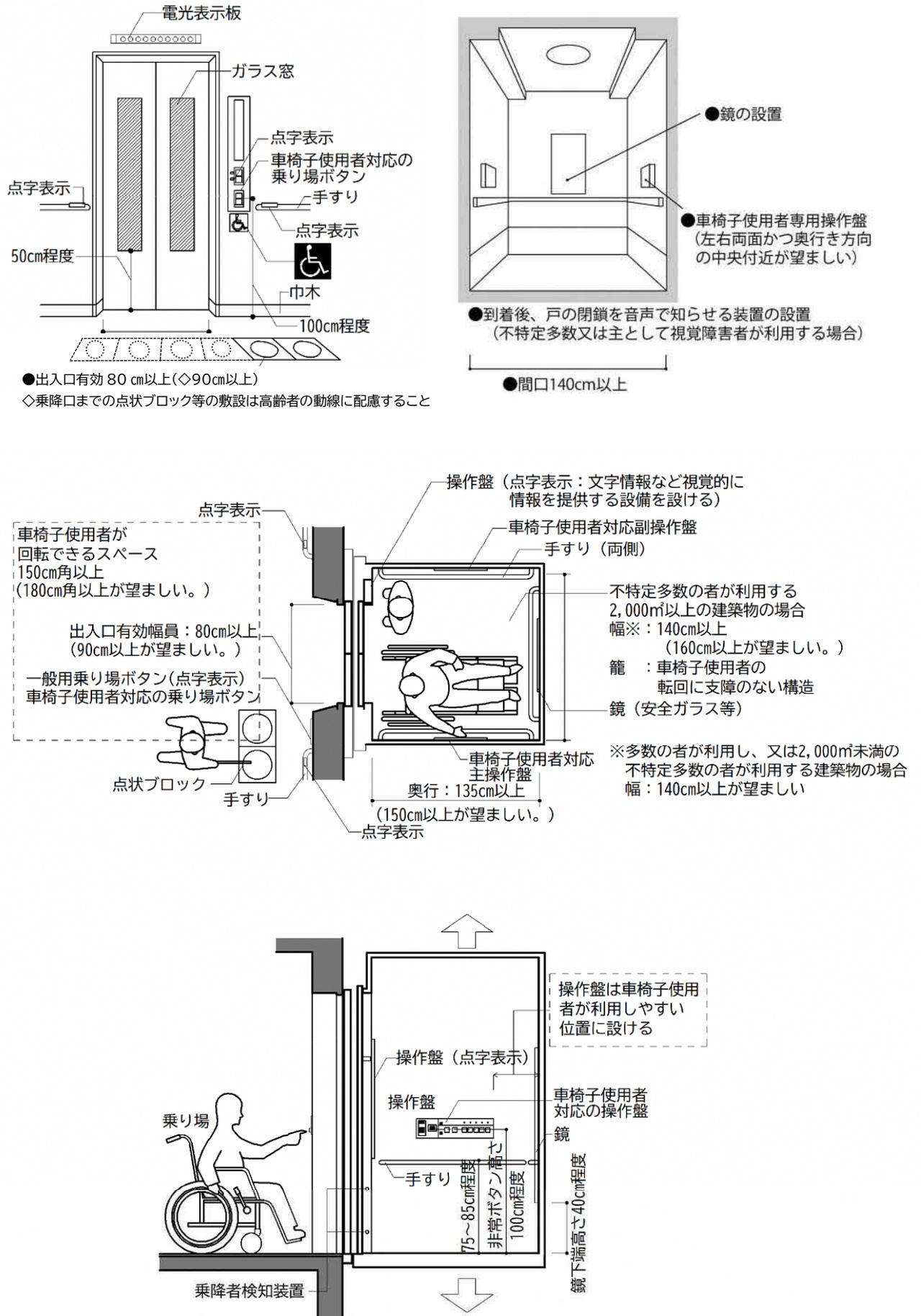


図2 車椅子使用者等専用操作盤の例

